

しがCO₂ネットゼロ推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県民、事業者、行政等がそれぞれの立場における現状や課題を広く共有し、課題解決に向けて連携協力を図り、しがCO₂ネットゼロの取組を推進するため、しがCO₂ネットゼロ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) しがCO₂ネットゼロに係る取組の推進に関すること
- (2) しがCO₂ネットゼロに係る情報交換に関すること
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) しがCO₂ネットゼロに関し専門的知識を有する者
 - (2) 別表に掲げる団体等に属する者
- 2 前項第1号の委員は、しがCO₂ネットゼロに関し専門的知識を有する者から、滋賀県琵琶湖環境部長が選任する。
- 3 第1項第1号の委員の任期は2年以内とし、再任することができる。
- 4 第1項第2号の委員は、別表に掲げる団体等に属する者から当該団体等の長が指名する。
- 5 協議会に座長を置き、座長は、委員の互選により決定する。
- 6 座長は、協議会の会議の議長として会務を総括する。
- 7 座長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ座長が指名したものがその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、琵琶湖環境部長が招集する。

- 2 会議は原則として公開とする。ただし、琵琶湖環境部長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 3 琵琶湖環境部長が必要と認めるときは、庁内外の関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第5条 協議会の運営に必要な事務は、滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、琵琶湖環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年(2020年)8月5日から施行する。

別表

(五十音順)

関西電力送配電株式会社
こなんウルトラパワー株式会社
湖北工業株式会社
株式会社滋賀銀行
公益社団法人滋賀県建築士会
滋賀県電器商業組合
一般社団法人滋賀県トラック協会
一般社団法人日本自動車販売協会連合会滋賀県支部
パナソニック株式会社 アプライアンス社
株式会社平和堂